

(ORANGE BOOK 2013 EDITION)

CODE OF CONDUCT

外国為替取引に関する行動規範

(2013年版)

TOKYO FOREIGN EXCHANGE MARKET COMMITTEE

(東京外国為替市場委員会)

<http://www.fxcomtky.com>

本書の無断転載・複製を禁ず。

序 文

この度、2013年度 Code of Conduct — 外国為替取引に関わる行動規範（オレンジブック）改訂版を発表することとなった。前回の2008年度版から5年振りの改訂である。2012年4月より東京外国為替市場委員会 Code of Conduct 小委員会を中心に改訂に着手したが、2008年度改訂版発表以降、外部環境は大きく変化した。

2008年のリーマンブラザーズの破綻以後、2009年9月G20ピッツバーグサミットにおいて「国際的な金融規制制度の強化」が採択され、現在に至るまで、各国・各地域では様々な観点からの新たな金融規制制度が検討・導入されている。この要諦を外国為替市場に当てはめれば、取引の公正性・透明性を堅持することで、それが健全なる市場の発展に繋がり、公益に資する、ということである。われわれは、本改訂版の着手に当たり、これまで以上に法令遵守の徹底、行動規範の重要性、市場取引業務運営ならびに管理態勢強化の必要性を意識した。

着手以降も、2013年の外国為替市場委員会グローバル会合にて、「Codes of Best Market Practice and Shared Global Principles」が採択され、以下の5点の認識のもと各地域のCode of Conductが設定されることが共有された。

- 倫理規定・行動規範を強力に発展・推進すること
- 外国為替取引にかかる共通の手続き及び慣行を認識し活用・促進すること
- 取引締結前後の確認事項を正確かつ適切に実施すること
- コンファメーション・ネットィング・決済等のバック・オフィス業務を確実かつ効率的に運営できるよう策定すること
- 外為決済リスクの軽減に努めること

これらの外部環境が変化する中、今回の改訂で目指すべき方向性を確認し、以下の基本方針に則って、改訂作業を進めた。

1. 対象

インターバンク市場参加者。具体的には、銀行・証券会社・仲介業者等を対象とする。

2. 目的

健全なる外国為替市場の維持・発展に資するものとする。

3. 内容

外国為替取引に従事するものが遵守すべき行動規範・倫理規範となる原理原則（Principles）。「目的」に資するものについてはBest Practiceの観点からより詳細に記載。

4. 範囲

フロント業務のみならず、バック・オフィス、ミドル・オフィス、監査等各部門を新たに追加。その他、電子取引（E-Commerce）、プライム・ブローカー（Prime Broker）、相場の提示・設定についても同様に追加。

5. グローバルな平仄

為替業務がクロスボーダーに伸展する中、東京市場独自の行動規範・倫理規範となることを回避すべく、ACI The Financial Markets Associationが策定した「The Model Code Ver. January 2013」を鑑み、グローバルに整合性の取れた Code of Conduct となることを目指す。

この Code of Conduct が、わが国の外国為替市場取引において、その参加者が遵守すべき事項として広く認識され、東京外国為替市場が更に発展していく一助となることを希望する。

最後に、改訂版を作成するに際して、関係した多くの皆様の協力を頂いた。特に、Code of Conduct 小委員会において実務者として企画、立案に携わった筒井慎一小委員会副委員長(みずほ銀行)、森直樹氏(三菱東京UFJ銀行)、劉劍豪氏(ドイツ証券)は長い期間にわたる献身的な活動があった。日本銀行の齋藤克仁氏、河合祐子氏からはグローバルの市場委員会からの情報収集など多岐にわたるアドバイスを頂いた。

この Code of Conduct は、Code of Conduct 小委員会の各メンバー、および多くの関係者の努力によるものである。心よりお礼申し上げたい。

2013年12月
東京外国為替市場委員会
議長 星野 昭

Code of Conduct 小委員会
委員長 大西 知生

Code of Conduct 小委員会 メンバー

| | | |
|------|-----------|-------------------|
| 委員長 | 大西 知生 | ドイツ証券 |
| 副委員長 | 筒井 慎一 | みずほ銀行 |
| | 河合 祐子 | 日本銀行 |
| | 石橋 優 | 三井住友銀行 |
| | 市河 伸夫 | 三菱UFJ信託銀行 |
| | 伊藤 祐介 | マネーブローカーズアソシエーション |
| | 今西 晋嗣 | 三井住友信託銀行 |
| | 岩田 智宏 | ゴールドマン・サックス証券 |
| | 加藤 寛章 | 三井住友銀行 |
| | ジョセフ・クラフト | バンク・オブ・アメリカ・エヌ・エイ |
| | 花生 浩介 | 香港上海銀行 |
| | 福島 亮一 | みずほ銀行 |
| | 古海 敏勝 | シティグループ証券 |
| | 森 直樹 | 三菱東京UFJ銀行 |
| | 劉 劍豪 | ドイツ証券 |

(注)

この Code of Conduct は、現在、東京外国為替市場委員会が遵守すべきと考え、推奨する行動規範及び市場慣行であり、金融商品取引法、その他の関係法令、または当事者間の契約・取り決めに優先するものではない。

また、各項目の適用にあたっては、上記序文 2.目的、3.内容の趣旨に照らし、各市場参加者がそれぞれの特性に応じた方針、内部管理態勢を整備することを期待するものである。

文中、「しなければならない／してはならない」等の表現を用いているが、文中表現は、当委員会の「推奨」の強弱を表したものであり、文中表現と推奨のレベルについては、下表を参考にされたい。

| 文中の表現 | 「推奨」のレベル |
|---------------------|----------|
| 「しなければならない／してはならない」 | 強い |
| 「すべきである／すべきでない」 | ↓ |
| 「望ましい／望ましくない」 | 緩やか |

なお、本文中における「銀行等」、「仲介業者」とは組織を指し、「ディーラー」、「ブローカー」は個人を指す。

目次

| | | |
|------------|---------------------------------|-----------|
| 第1章 | ：基本事項 | 8 |
| 第1条 | ：取引開始時刻と取引終了時刻..... | 8 |
| 第2条 | ：取引受渡日基準 | 8 |
| 第3条 | ：臨時休日 | 8 |
| 第4条 | ：市場混乱時の対応..... | 8 |
| 第2章 | ：行動規範・倫理規範 | 9 |
| 第5条 | ：行動規範の遵守 | 9 |
| 第6条 | ：正確な市場取引用語の使用 | 9 |
| 第7条 | ：人材の育成・教育..... | 9 |
| 第8条 | ：医薬品・アルコール等の摂取..... | 9 |
| 第9条 | ：個人勘定による取引 | 9 |
| 第10条 | ：接待・贈答..... | 10 |
| 第11条 | ：問題となりうる行為の禁止 | 10 |
| 第12条 | ：取引情報の機密保持 | 10 |
| 第3章 | ：組織及び契約書 | 11 |
| 第13条 | ：職務・権限の分離..... | 11 |
| 第14条 | ：マスター契約の締結 | 11 |
| 第4章 | ：ディーラー及びディーリング・ルーム | 11 |
| 第15条 | ：外国為替業務に携わる担当者の注意義務..... | 11 |
| 第16条 | ：係争・調停と差損益 | 11 |
| 第17条 | 通常取引時間外取引及びディーリング・ルーム外の取引 | 12 |
| 第18条 | ：ディーリング・ルーム..... | 12 |
| 第19条 | ：会話等の録音 | 12 |
| 第20条 | ：マネー・ロンダリング及び本人確認..... | 13 |
| 第21条 | ：管理者の責任 | 13 |
| 第22条 | ：オフマーケット..... | 13 |
| 第23条 | ：取引の締結..... | 13 |
| 第24条 | ：オーダーの取扱い..... | 14 |
| 第25条 | ：ポジションパーキング..... | 14 |
| 第26条 | ：相場の提示・設定..... | 15 |
| 第5章 | ：仲介業者経由取引 | 15 |
| 第27条 | ：ディーラーとブローカーの関係 | 15 |
| 第28条 | ：取引の締結における関係 | 15 |

| | | |
|-------------|--------------------------------|-----------|
| 第29条 | ：係争・調停と差損益 | 16 |
| 第30条 | ：仲介手数料 | 17 |
| 第31条 | ：ネームの代行 | 17 |
| 第6章 | ：取引の管理 | 17 |
| 第32条 | ：取引監視 | 17 |
| 第33条 | ：内部牽制 | 17 |
| 第34条 | ：危機的状況に対する備え | 18 |
| 第35条 | ：大規模災害への対応 | 18 |
| 第36条 | ：危機的状況における連携 | 18 |
| 第37条 | ：取引照合 | 18 |
| 第38条 | ：取引照合における業務分離 | 19 |
| 第39条 | ：時価評価 | 19 |
| 第7章 | ：プライム・ブローカー | 19 |
| 第40条 | ：プライム・ブローカーの守秘義務 | 19 |
| 第41条 | ：プライム・ブローカーとの係争 | 20 |
| 第42条 | ：プライム・ブローカーのレピュテーションリスク | 20 |
| 第43条 | ：プライム・ブローカーのオペレーショナル・リスク | 20 |
| 第44条 | ：プライム・ブローカーの信用リスク | 21 |
| 第8章 | ：バックオフィス | 21 |
| 第45条 | ：基本事項 | 21 |
| 第46条 | ：オペレーショナルリスク | 21 |
| 第47条 | ：業務規範の一貫性 | 22 |
| 第48条 | ：コンタクトリスト | 22 |
| 第49条 | ：定期的な組織内関係者とのミーティング | 22 |
| 第50条 | ：新商品・新業務 | 22 |
| 第9章 | ：取引締結後の実務 | 23 |
| 第51条 | ：決済リスクの軽減 | 23 |
| 第52条 | ：決済遅延等における対応 | 24 |
| 第10章 | ：不正行為等の防止 | 25 |
| 第53条 | ：詐欺等不正行為の防止 | 25 |
| 第11章 | ：電子取引 | 25 |
| 第54条 | ：基本事項 | 25 |
| 第55条 | ：管理者の責務 | 26 |
| 第56条 | ：人による監視 | 26 |

| | | |
|------|-----------------------------|----|
| 第57条 | : 障害時の対応 | 26 |
| 第58条 | : セキュリティ管理 | 26 |
| 第59条 | : 取引の締結 | 26 |
| 第60条 | : ミスヒット等問題発生時の対応及び予防策 | 27 |
| 第61条 | : 取引記録の保存 | 27 |
| 第62条 | : 運用マニュアルの整備 | 27 |
| 第63条 | : 予防措置の整備 | 27 |

第1章：基本事項

第1条：取引開始時刻と取引終了時刻

第1項：インターバンク市場で認知された週の取引開始時刻は、月曜日のシドニー時間午前5時であり、週の取引終了時刻は、金曜日のニューヨーク時間午後5時である。

第2条：取引受渡日基準

第1項：米ドル円及びクロス円のスポット受渡日は、東京市場の翌々営業日とするが、当該応答日がニューヨーク市場または当該通貨国の休日の場合、東京及び当該通貨市場がともに開く翌営業日まで繰り下げることをとする。また、米ドル円以外の通貨ペアの取引については、当該通貨諸国の休日及びニューヨーク市場の休日も勘案し上記に準じて取扱うものとする。

第2項：レギュラー物の米ドル円のフォワード取引における期先の日についても、東京あるいはニューヨークが休日の場合は、両市場がともに開く翌営業日をもって受渡日とする。ただし、期近の受渡日がその月の最終営業日の場合、期先の受渡日も当該月の最終営業日とする。

第3項：なお、当該通貨国が休日であっても決済が行われる等の例外もあることから、通貨間で受渡日が一致しない場合、事前に休日における当該取引の取扱について相互確認を経た後に成約すべきである。

第3条：臨時休日

第1項：受渡日があらかじめ予想することができない休日となった場合、両当事者間に別段の合意がない限り、当該休日の翌営業日を受渡日とする。ただし、当該休日が月末に当たる場合、前営業日を受渡日とする。受渡日変更は、受渡し金額不変のまま行い、コスト調整は行わない。それぞれの通貨の決済は、異なる日に分割すべきではない。

第4条：市場混乱時の対応

第1項：市場混乱が起こる場合、インターバンク市場参加者は、当該市場の関係当局や中央銀行の指示を遵守すべきである。

- 1) 当局からの指示と既存契約との間に齟齬がある場合、法律の専門家にその影響を相談すべきである。
- 2) 当局からの指示が強制的なものではない場合、取引当事者は当該指示に従うかどうかについて協議すべきである。
- 3) 当局からの指示及び既存契約における規定もない場合、上記第3条「臨時休日」を参考にすべきである。
- 4) 市場慣行の遂行が困難な場合、関係者による協議が行われる可能性がある。市場参加者は、それに参加し、誠意をもってその合意事項に従うべきである。
- 5) 市場参加者は、取引契約に市場混乱の条項を入れるべきである。新興国通貨の

取引について、(NDF 取引を含めた)市場混乱の定義を定めるべきである。E-Commerce については、関係者間でリスク、コストの分担等について書面等にて取り決めを行っておくべきである。

第2章：行動規範・倫理規範

第5条：行動規範の遵守

第1項：外国為替取引に従事する者は、すべて誠実かつ公平な取引に関する高い倫理基準を維持するために、本行動規範を遵守すべきである。

第6条：正確な市場取引用語の使用

第1項：インターバンク市場参加者は、常にプロフェッショナルとして行動する責任があることを自覚するとともに、その一環として、明確な市場取引用語の使用を励行すべきである。

第2項：本行動規範の付録1には、市場取引用語とその定義に関する解説が記載されており、インターバンク市場参加者は、これらの用語について精通しておかなければならない。

第7条：人材の育成・教育

第1項：インターバンク市場参加者の管理者は、市場の急速な変化とより複雑な取引の増加に対処すべく、担当者の専門性の確保に配慮すべきである。

第2項：管理者は、新たに配属された担当者に対して組織で制定されている手続き、ポリシーなどを周知・徹底すべきである。

第3項：管理者は、担当者に対して責任、役割、権限を明確に定め、手続き、システム、緊急時対策をよく説明しておくとともに、リスクの把握方法や報告方法を知らしめておくべきである。

第8条：医薬品・アルコール等の摂取

第1項：インターバンク市場参加者は、医薬品、アルコール等の摂取によって業務に生じる悪影響の意識を高めるべきである。また、管理者は、医薬品、アルコール等の摂取により適切な判断を取ることができないディーラー及びブローカーを発見した場合のガイドラインを定めるべきである。

第9条：個人勘定による取引

第1項：ディーラーが業務に関連した商品の個人勘定取引を行うことは、顧客及び銀行等の利益に相反する危険があることに加え、職務上知り得た情報を利用した取引が行われる可能性も高い。このような点を踏まえ、管理者は、個人勘定取引の可否について十分に検討すべきである。

第2項：個人勘定取引を認める場合、管理者は、これに関する基本方針や運用手続を明

文化すべきである。また、管理者は、個人勘定取引が実施された際の取引明細（取引約定日、取引種類、取引相手、金額、レート、受渡日など）の報告態勢を確立すべきである。

(注) 個人勘定取引とは、名義の如何を問わず、ディーラー個人が利益を図ることを目的にディーリングのための勘定を開設し取引を行うことを意味する。

第10条 : 接待・贈答

第1項 : 取引相手との間においては、公正な取引維持の観点から、良識と節度を持った関係を維持すべきである。

第2項 : ディーラーと顧客との間の及びディーラーとブローカーとの間の緊密な意思疎通は、対顧客取引、インターバンク市場取引ならびにブローキング機能の向上などを図るうえで有意義なものではあるが、接待・贈答については、より高いレベルでの倫理観が求められることに留意し、慎重に行われることが望ましい。

第3項 : ブローカー等の仲介業者との適切な関係を維持するため、取引を過度に集中することは避けることが望ましい。また、仲介業者を通じた不正な情報交換、過剰な接待・贈答はこれを禁ずる。

第4項 : 管理者は、接待・贈答に関する具体的なガイドラインを定め、担当者に対しその遵守を徹底すべきである。また、接待・贈答の実情を把握すべく、担当者に逐次報告を求めるべきである。

第5項 : 銀行等の管理者が必要と考えた場合、仲介業者の管理者に対し、接待、贈答の内容について事前または事後の報告を求めることができる。

第11条 : 問題となりうる行為の禁止

第1項 : インターバンク市場参加者は、以下に挙げる不公正な行為を行ってはならず、またこれらの行為により自己または顧客の利益を図ってはならない。

- 1) 市場の慣行を悪用すること
- 2) 他の市場参加者から相場に影響を及ぼし得る未公開情報を不正な手段により入手しようとする事、または入手すること
- 3) 不正な手段により入手した情報を利用すること

第2項 : インターバンク市場参加者は、顧客に対して、取引についてのリスクを十分に開示し、強引な勧誘・アドバイスで取引を強制することなく、顧客自身の判断で取引がなされるよう配慮すべきである。

第12条 : 取引情報の機密保持

第1項 : 取引情報の機密保持は、インターバンク市場の評価、機能の維持のために不可欠なものであり、厳格に対応することが重要である。取引の当事者は、取引の遂行上必要がある場合、相手方の同意がある場合、及び法律上正当な理由がある場合を除いて、職務上知り得た取引に関する情報を第三者に伝えてはならないし、また求

めてはならない。組織の内部といえども、伝達することが必要不可欠と考えられる部署以外には、取引情報を伝えるべきではない。

第2項：管理者は、担当者に対し、取引情報の機密保持に関する基本原則を周知徹底し、取引情報の外部流出を未然に防止すべきである。

第3項：管理者は、使用する情報通信機器から取引情報が流出することのないよう十分配慮すべきである。また、必要に応じてシステム上にセキュリティ措置を講じるよう対処すべきである。

第4項：管理者は、取引情報の漏洩を発見した場合、早急に適切な対応を行い、状況を是正すべきである。

第3章：組織及び契約書

第13条：職務・権限の分離

第1項：フロント・オフィスとミドル・オフィス及びフロント・オフィスとバック・オフィスは、職務と報告ラインにおいて分離すべきである。

第2項：銀行等は、法令遵守態勢の構築、リスク管理部門及び内部監査部門の機能が十分発揮できる態勢を構築すべきである。

第3項：銀行等がそれぞれの明確なルールに基づく公正かつ厳格な内部監査を定期的実施すること及び内部監査等の結果に対し速やかに適切な措置を講じ、誠実かつ公平な取引が確保されるよう努めるべきである。

第14条：マスター契約の締結

第1項：インターバンク市場参加者は、取引を行うに先立ち、標準的な取引条件を確認し信用リスクを軽減するために、マスター契約書を締結することが望ましい。

第4章：ディーラー及びディーリング・ルーム

第15条：外国為替業務に携わる担当者の注意義務

第1項：外国為替業務に携わる担当者（ミドル・オフィス、バック・オフィスの担当者を含む）は、基本動作として以下の規範を遵守すべきである。

- 1) 管理者の指示に従い、与えられた権限の範囲内で、業務を遂行する。
- 2) ディーリング関連業務の遂行中に発生したなんらかのトラブル及びその他の業務遂行に重大な影響を及ぼす事項などについては、可及的速やかに管理者へ報告し、その指示に従う。

第16条：係争・調停と差損益

第1項：取引ならびに取引の決済及び処理について、取引の相手方または他の取引当事者との間になんらかのトラブルが生じた場合、取引担当者は、可及的速やかに管理者へ報告し、そのうえで、管理者の指示のもとに迅速かつ誠実にその事態の解決を

図るべきである。

第2項：前項目の場合において、オープンまたはアンマッチド・ポジションが存在する場合、さらなる損失拡大のリスクを排除するため、可及的速やかにそのポジションをスクエアもしくはニュートラルにすべきである。この際、取引相手の合意を得ることが望ましい。ただし、この行為は、当該当事者が自らの過失を承認したと解釈されるべきではない。

第17条 通常取引時間外取引及びディーリング・ルーム外取引

第1項：市場取引時間外取引の管理を適正に行うため、銀行等は通常取引を行う時間（以下、「通常取引時間」）を定めなければならない。管理者は、通常取引時間内にはディーリング・ルーム内で適正な取引を行う管理態勢を整備すべきである。

第2項：通常取引時間外及び在宅ディーリングなど銀行等のディーリング・ルーム外で行う取引は、管理者の事前の了承を得てなされるべきである。

第3項：管理者は、通常取引時間外及びディーリング・ルーム外で行う取引について、前項の規定により取引を了承されたディーラーとの間で、その取引限度などにつき、ガイドラインを文書で定めるべきである。

第4項：管理者は、通常取引時間外またはディーリング・ルーム外で行われた取引につき、その取引を速やかにディーラーに記録させ内容確認を行うための管理態勢を整備すべきである。

第18条 ：ディーリング・ルーム

第1項：管理者は、部外者（システム保守等を行う業者を含む）のディーリング・ルーム内への入室を厳重に管理すべきである。

第2項：管理者は、ディーリング・ルーム内のシステム機器・システムプログラム・設備等の使用権限を定めるとともに、厳重に使用権限・使用状況を管理すべきである。

第3項：許可無き部外者等の入室が発見された場合、担当者は管理者への迅速な報告及び管理者は適切に対応すべきである。

第4項：ディーリング・ルーム内等にある設備及びシステム機能の変更は、管理者より権限を付与されたものが、実施すべきである。

第19条 ：会話等の録音

第1項：銀行等及び仲介業者は、取引相手等との会話等（Eメール・チャット等を含む）をテープ等に録音・保存すべきである（以下、会話等を録音・保存した媒体を「録音記録」）。録音記録は、録音内容の改ざんが行われることのないように厳重に管理するとともに、取引内容の確認を行うために十分な期間保存すべきである。

第2項：携帯電話は、通常、録音が行われないので、ディーリング・ルーム内での使用は、緊急等の場合を除いて避けるべきである。管理者は、録音等が出来ない通信手段（携帯電話）のディーリング・ルーム内での使用に関わる規定を明文化すべきで

ある。

第20条 : マネー・ロンダリング及び本人確認

第1項 : インターバンク市場参加者は、テロ資金供与あるいはなんらかの重大犯罪に関わるマネー・ロンダリング防止のために、顧客等取引相手先の身元確認や取引記録の保存等、あらゆる必要な手段を講じなければならない。

第2項 : このため、インターバンク市場参加者は、取引相手先の本人特定事項の確認、本人確認記録の作成・保存及び取引記録の作成・保存を義務づけているわが国の関係法令の内容を認識し、これを遵守しなければならない。

第21条 : 管理者の責任

第1項 : インターバンク市場における参加者の行動管理は、管理者の責任である。管理者は、ディーラー及びブローカーの権限と責任を明文化しこれを周知徹底させる責任がある。明文化の対象項目として以下のものが挙げられる。

- 1) 報告手続きを含めた方針と手続き全般
- 2) 取引権限者
- 3) 取引対象商品
- 4) 取引相手の本人確認方法及び確認書類等の保存方法
- 5) ポジション及び市場リスク限度
- 6) 取引相手への与信限度
- 7) 取引内容及び決済方法
- 8) 取引相手（銀行等、仲介業者、顧客）との関係
- 9) 緊急時対応
- 10) その他明文化することが適切と考えられる事項

第22条 : オフマーケット

第1項 : 市場実勢から乖離したレート（以下、「オフマーケットレート」）による取引は、損益の隠蔽、不正取引及び権限を超えた信用供与に結びつく可能性があり、こうした疑義のある取引は原則として認められるべきではない。

第2項 : 銀行等の管理者は、オフマーケットレートを使用する場合、与信上の問題や公正性の観点からその適否を慎重に判断すべきである。なお、キャッシュ・フローの概念をプライシング上考慮に入れるべきである。

第23条 : 取引の締結

第1項 : インターバンク市場において、ディーラー及びブローカーが提示した相場は、Under Reference 等の意思表示が行われていない限り、有効なプライス（Firm Price）とみなされる。

第2項 : Firm Price を提示したディーラーは、取引相手との間に与信上の問題がある場

合を除き、提示した相場でその相手と取引に応じる義務がある。

第3項：インターバンク市場においては、取引相手を特定のうえ与信上の問題がないことを確認した時点で取引が成立する。

第24条：オーダーの取扱い

第1項：銀行等は、取引相手からオーダーを受ける際には、次に掲げる事項を確認し、所定の様式で記録すべきである。

- 1) 通貨
- 2) 売買の区別
- 3) 金額
- 4) レート
- 5) 受渡日
- 6) オーダーの有効期間
- 7) 取引の通知

第2項：ストップ・ロス・オーダーについては、取引相手との間で、ストップ・ロスの注文であること及びその内容を明示的に確認し合意すべきである。オーダーを引き受けた銀行等は、市場激変時や非常事態に備え、オーダーを出した取引相手との連絡方法を十分に確保すべきである。

第3項：オーダーを受けた銀行等は、オーダー発注者から指定された相場でオーダーが執行できるよう、最善の努力を行う義務がある。ただし、これは、指定されたレートでオーダーが執行されることを発注者に対し保証するものではない。

第4項：銀行等が取引レンジの確定のために仲介業者に照会し、仲介業者が当該情報を提供する場合であっても、仲介業者は、レンジそのものに責任を負うものではない。

第5項：オーダーを受ける際には、特に各市場の取引開始、終了時刻に関する慣行を考慮し、取扱時間等を確認することが望ましい。

第25条：ポジションパーキング

第1項：ディーラーは、他の市場参加者とあらかじめ同意をして、原契約の逆取引を将来のある一定日に行うといったポジションまたは損益等を不当に操作する取引（パーキング）を行ってはならない。

第26条：相場の提示・設定

第1項：インターバンク市場参加者が対外的に提示・設定する相場は、それぞれの定義や手順に従って誠実に定めるべきである。

第2項：インターバンク市場参加者は、自らが提示・設定する相場が不正取引等に利用されることの無いよう、情報管理に留意しなければならない。また、相場の提示・設定に関して他のインターバンク市場参加者と直接もしくは間接に情報交換をしてはならない。

第5章：仲介業者経由取引

第27条：ディーラーとブローカーの関係

第1項：ディーラーは、ブローカーに対し、取引成約前に相手の名前及び金額を質問してはならない。

第2項：ディーラーは、ブローカーに対し、すでに成約した第三者同士の取引の内容を質問してはならない。

第3項：ディーラーは、与信上の問題で取引を拒否された場合、ブローカーに対し、拒否した銀行名を明らかにするよう求めてはならない。

第4項：ディーラーは、ブローカーのオフィスの内部で取引を行ってはならない。また、ブローカーは自分のオフィスの外部で取引の仲介を行ってはならない。

第5項：以下の各号に掲げる場合、取引相手名を明かすこと（Name Disclosure）について当該各号に定める例外的な取扱いが認められる。

- 1) すでに成約した取引につき、当事者の一方から取引金額の増額を求められた場合、ブローカーは当事者に限り Name Disclosure を行ってもよい。
- 2) 為替フォワード(スワップ)及び通貨オプション取引においては、取引成約に先立ち、取引相手方の Name Disclosure をブローカーに求めることができる。

第28条：取引の締結における関係

第1項：インターバンク市場参加者は、与信上の問題を全面的に仲介業者に押しつけ取引の成立を強制することのないよう配慮しなければならない。また、仲介業者、取引の相手方とも与信上の問題を悪用し、本来成約すべき取引を不成約としてはならない。

第2項：ディーラーが Off の旨を伝えたのと同時にブローカーが Done を告げた場合、その取引は成約されたものとみなされる。逆に、ブローカーが Off の旨を伝えたのと同時にディーラーが Done を告げた場合、その取引は成約しなかったものとする。

第3項：仲介業者経由取引において、Firm price を提示するディーラーは、提示の都度、取引に応じる金額を仲介業者に対し明示するか、通常取引単位を事前に仲介業者との間で取り決めておくべきである。

第4項：ディーラーが仲介業者に提示した Firm price は、これを取り下げの旨の意思が

仲介業者に伝わるまでは有効である。ただし、ブローカーはプライスの有効性について逐次ディーラーに確認するように心がけ、特に相応の時間が経過したものについては、ディーラーにプライスの有効性を確認することを怠ってはならない。

第5項：仲介業者経由取引において、プライスを取引するディーラーは、その都度、取引に応じる金額を仲介業者に対し明示するか、通常取引単位を事前に仲介業者との間で取り決めておくべきである。

第6項：仲介業者が保有する注文金額を上回る金額を複数ディーラーから同時に取引を希望された場合には、仲介業者は比例按分等の適切な方法で配分することが望ましい。

第29条：係争・調停と差損益

第1項：ディーラーとブローカー間のトラブルから差損金が生じた場合には、以下のガイドラインが適用される。

- 1) 取引担当者は、発生した係争の相手先、理由などその概要、差損金額とその決済方法などにつき記録を作成し、速やかに管理者へ報告するとともに、当該記録を保存する。
- 2) 管理者は、差損金 の内容及び特定相手との発生頻度などをチェックする。
- 3) 差損金に対する補償は銀行小切手か当該銀行への電信送金、または手数料代金の調整等でなされる。
- 4) ディーラーは、3)の補償を拒否し、元の価格での取引の実行を主張してはならない。
- 5) 当該小切手の受渡し等は、フロント・オフィスとは監督指揮権の異なるミドル・オフィスまたはバック・オフィスなどの部署で行う。

第30条 : 仲介手数料

第1項 : 仲介手数料は、銀行等と仲介業者双方の管理者により合意決定され、仲介業者の管理者は、銀行等の管理者に対し書面で通知するものとする。また、仲介手数料の変更を行う場合も同様の手続きを行うものとする。

第2項 : 仲介業者は、仲介手数料を含まない相場を銀行等に対し提示するものとする。

第31条 : ネームの代行

第1項 : インターバンク市場取引において、与信上の問題から取引が完結できない場合に、ネームの代行(name switch)が行われることがある。

第2項 : ネームの代行において間に立つ銀行等は、取引内容を十分に把握し、通常の規則・手続きの範囲内で取引代行を行うべきである。当該取引については、ネーム代行取引として識別して管理されるべきである。ディーラー及びブローカーがネームの代行を行う場合、ネームの代行を行うことについて事前に管理者の了解を得るべきである。

第3項 : 銀行等の管理者は、仲介業者に対し、取引ができない取引相手名についての情報を支障のない限り事前に提供し、仲介業者がネームの代行を他の銀行等に依頼せざるを得ない事態の発生を減少させるべきである。

第4項 : ディーラーは、ネームの代行を行うことにより仲介業者から便宜を得てはならず、また、求めてはならない。

第6章 : 取引の管理

第32条 : 取引監視

第1項 : インターバンク市場参加者は、取引監視方針や取引監視システムの構築を行わなければならない。

第2項 : インターバンク市場参加者は、自社の電子取引内容と仲介業者・決済機関・その他取引先から提供される取引内容を、速やかに照合することにより、正確な取引が保たれるべきである。フロント・オフィスとバック・オフィスの役割・権限の分離は、権限外取引の隠蔽を防止するために、最も重要である。

第3項 : 取引監視に携わる担当者は、不正を示唆する取引類型を認識できるよう、十分に訓練を積むべきである。

第4項 : 市場操作とみなされる行為が発見された場合、直ちに関係当局へ報告する手続を整備すべきである。

第33条 : 内部牽制

第1項 : リスク管理やコンプライアンスの実践・統制状況を検査する為、取引を行うインターバンク市場参加者は、内部牽制機能を備えるべきである。

第2項 : インターバンク市場参加者は、地域毎に法令、規制、リスク管理上の要請を考

慮しなければならない。

第3項：インターバンク市場参加者は、内部牽制機能を外部委託することを検討できる。

第4項：牽制機能の外部委託は、正規の機関決定プロセスを経なければならない。

第34条：危機的状況に対する備え

第1項：銀行等は、危機的状況を想定し、準備すべきである。

第2項：担当者は、以下を理解すべきである。

- 1) 決済に影響を及ぼすような危機的状況における手続き
- 2) 代替的決済手続き、及びその執行方法
- 3) ノストロ銀行に対する支払指図の変更・キャンセル通知の相手方、及び通知方法

第3項：各ノストロ銀行の緊急時連絡先及び連絡内容を含んだ最新のノストロ銀行担当者リストを整備すべきである。

第4項：インターバンク市場参加者は、担当者が代替手続きに精通し、組織的に危機的状況下における運用訓練を行うべきである。

第35条：大規模災害への対応

第1項：インターバンク市場参加者は、大規模災害等が発生した場合の対策として、自らの業務継続計画（Business Continuity Plan：BCP）をあらかじめ立ておくべきである。そうした業務継続計画は、内部規定による責任・役割分担の明確化や定期的な訓練を通じ、実効性が確保されるべきである。

第2項：インターバンク市場参加者は、決済システム等運営者が策定したBCPを理解し、自らのBCPにおいて適切に位置づけるべきである。

第3項：大規模災害等が発生した場合、インターバンク市場参加者は、決済システム等運営者と連携しつつ、また関係当局と必要に応じて協議しながら、共同して東京外国為替市場の機能維持と早期の機能回復を目指すべきである。そのための東京外国為替市場レベルのBCPとして、当委員会が別途、「東京外国為替市場における業務継続計画」を策定する。

第36条：危機的状況における連携

第1項：インターバンク市場参加者は、他の市場参加者の危機的状況時のコミュニケーション基盤を認識すべきである。それらの基盤への接続状況は、定期的にチェックすべきである。

第2項：インターバンク市場参加者は、内部の連携手続きを定め、役割と責任を明確にすべきである。

第37条：取引照合

第1項：取引照合は、早い段階で誤入力等を検知し、取引相手や顧客に結果を迅速に通

知するために必要である。

第2項：取引照合や残高照合は、全ての口座に対して実施されるべきである。

第3項：口座等は、通常は前日クローズ時点であるが、最新の取引明細書が更新された時点で直ちに照合されるべきである。

第4項：照合プロセスを通じて不一致が特定された場合には、フロント・オフィス、顧客、及び関係機関等との間で、速やかに調査を開始するべきである。

第5項：取引照合を行う部署は、調査プロセスにおける混乱や遅延を最小化するために明確な上申手続きを整備すべきである。

第38条：取引照合における業務分離

第1項：決済前と決済後を担当する適切な業務分離が求められる。

第2項：取引照合は、コルレス銀行勘定口座に携わることがない担当者が行うべきである。

第39条：時価評価

第1項：ポジションの時価評価を定期的に算出するには、市場レートを使用することが最善の方法である。

第2項：ポジションの時価評価は、フロント・オフィスから独立した社内の部署によってなされることを手続に定めるべきである。

第3項：ポジション時価評価の責任者は、評価目的で外部データを取得する際、価格水準、ボラティリティ、その他の計算基準を検証すべきである。

第7章：プライム・ブローカー

第40条：プライム・ブローカーの守秘義務

第1項：プライム・ブローカーは、機密保持の維持に努めるべきである。顧客に関する機密情報の利己的利用を回避すべく、管理者は運営すべきである。

第2項：プライム・ブローカーのフロント・オフィス及びバック・オフィスの担当者は、顧客の機密保持要件を理解し、デフォルトの場合を除き、顧客のギブアップ取引等に関する情報の機密を保持すべきである。

第3項：顧客の注文及び運営方針に係る情報については、機密を保持すべきである。

第4項：管理者は、権限を与えられた担当者のみが顧客のギブアップ取引及びそのポジションに関する情報にアクセスできるよう徹底すべきである。

第41条 : プライム・ブローカーとの係争

第1項 : 取引前、取引中、取引後のプロセスにおけるイベントが要因となり、プライム・ブローカーが関与する係争が生じる可能性がある。すべての係争は、関係する当事者間の合意に従い管理すべきである。

第2項 : プライム・ブローカーは、執行ディーラーと顧客が取引条件に合意している場合のみ、取引を引き受ける。

第3項 : 取引の詳細に関して係争が生じた場合、執行ディーラーと顧客の間で速やかにこれを解決すべきである。

第4項 : 執行ディーラーと顧客が提出した取引の条件が一致しない、または取引限度を超過しているため、プライム・ブローカーが取引を拒否した場合、プライム・ブローカーは顧客及び執行ディーラーに対し、速やかに通知すべきである。

第5項 : プライム・ブローカーは、取引限度を超える取引が執行された場合、執行ディーラーと当該取引の可否を合意しなければならない。

第6項 : 執行ディーラー、顧客及びプライム・ブローカーは、係争及び不一致の解決に当たることのできる管理者を配置すべきである。

第42条 : プライム・ブローカーのレピュテーションリスク

第1項 : プライム・ブローカーは、顧客に関する事前審査等をすべきである。

第2項 : プライム・ブローカーは、取引顧客に関する疑義(違法または不正な取引慣行等)を受けた場合、直ちにその問題を調査すべきである。

第3項 : プライム・ブローカーは、取引顧客から生じるレピュテーションリスクを評価し、適切な対応をすべきである。

第4項 : プライム・ブローカーは、顧客の取引活動がプライム・ブローカーに法律上または規制上の義務を発生させるか、確認すべきである。

第43条 : プライム・ブローカーのオペレーショナル・リスク

第1項 : (プライム・ブローカーと執行ディーラーの間の)ギブアップ契約及び(プライム・ブローカーと顧客の間の)プライム・ブローカー契約には、認められた取引の種類、期間、与信限度等を明記すべきである。

第2項 : プライム・ブローカー、執行ディーラー及び顧客は、認められている取引の種類、期間、与信限度等を監視する内部統制システムを整えることが望ましい。

第3項 : プライム・ブローカー、執行ディーラー及び顧客は、ギブアップ通知の手順を策定すべきである。

第4項 : 執行ディーラー及び顧客はともに、速やかに執行したギブアップ取引をプライム・ブローカーに通知すべきである。

第5項 : 執行ディーラー及び顧客は、プライム・ブローカーの電子マッチングシステムと接続された電子取引メッセージシステムを利用することが望ましい。

第6項 : プライム・ブローカーは、拒否する取引を速やかに執行ディーラー及び顧客に

通知することが望ましい。

第7項：プライム・ブローカーは、マッチングする前に取引をコンファームすべきではない。

第8項：マッチングは、すべての関連する条件を包含すべきである。

第9項：取引に関わるすべての当事者は、速やかにマッチングをし、コンファメーションを交換すべきである。

第10項：相違が生じた場合の解決方法を定めたエスカレーション手順を規定すべきである。

第44条：プライム・ブローカーの信用リスク

第1項：顧客の与信限度枠が承認され、利用可能な場合にのみ、執行ディーラーは取引を執行し、プライム・ブローカーは取引を引き受けるべきである。

第2項：ギブアップ取引の与信利用可能枠を確認した上で、プライム・ブローカーは取引を引き受けるべきである。

第3項：プライム・ブローカーは、顧客の与信利用可能枠状況を速やかに把握できるシステムを整備すべきである。

第8章：バックオフィス

第45条：基本事項

第1項：管理者は、業務遂行において十分な態勢を備えるよう努めなければならない。

第2項：管理者及び担当者は、取引決済等業務に係る十分な知識を有していなければならない。

第3項：管理者は、担当者の業務遂行におけるオペレーションマニュアル等を備え、またオペレーションマニュアル等は適宜見直しを実施しなければならない。

第46条：オペレーショナルリスク

第1項：管理者及び担当者は、業務遂行上のオペレーショナルリスクの存在を把握すべきである。

第2項：管理者は、業務遂行上発生しうるオペレーショナルリスクを最小限に留める態勢を整えるべきである。

第3項：管理者は、業務遂行上発生しうるオペレーショナルリスクを定期的に監督する態勢を整え、かつ重要なオペレーショナルリスクへの対応策をあらかじめ整備すべきである。

第47条 : 業務規範の一貫性

第1項 : インターバンク市場業務に係るバック・オフィスを海外等にも展開する組織は、組織全体を通じた業務規範を定めることが望ましい。

第2項 : 海外に展開するバック・オフィスが業務委託先等の独立した組織の場合、委託者の組織の業務規範に準じているか監督・指導し、組織全体を通じた業務規範を共有することが望ましい。

第48条 : コンタクトリスト

第1項 : 取引相手先等のコンタクトリストは、適宜更新すべきである。

第2項 : 取引相手先等のコンタクトリストの情報は、厳格に管理しなければならない。

第49条 : 定期的な組織内関係者とのミーティング

第1項 : 定期的な組織内関係者（フロント・オフィス、ミドル・オフィス等）とのミーティングを実施することで、バック・オフィス業務の円滑な遂行やオペレーショナルリスク等のリスク削減に努めることが望ましい。

第50条 : 新商品・新業務

第1項 : 新商品や新たな業務を開始する前には、組織内において、関連する部署との情報共有並びに導入に際する事前審査を経て導入するよう規定を定め、対応すべきである。

第9章：取引締結後の実務

第51条：決済リスクの軽減

第1項：事務省略化及び決済リスク軽減の観点により、取引相手との Standard Settlement Instruction(以下、「SSI」)の交換をすべきである。

- 1) 銀行等は取引相手毎に SSI を整備できる態勢を整えるべきである。
- 2) SSI では使用開始日を明示する。SSI 更改の際には新たな使用開始日を明示することにより、従前の SSI は終了する。
- 3) フロント・オフィスから提供された SSI は、バック・オフィスにより改めて認証・承認の手続きを行うべきである。
- 4) SSI を変更する際には、変更前 10 日前、理想的には 1 か月前には各取引相手に SSI の変更の旨を通知すべきである。仲介業者にも SSI の変更の旨を遅滞なく通知すべきである。
- 5) SSI を変更する際には、認証付きの SWIFT メッセージを発信する等、セキュリティに留意した対応が望ましい。
- 6) SWIFT の取引コンファメーションに含まれた SSI は、取引照合情報として参照されるべきである。
- 7) 全ての取引は、決済日に有効な SSI に従って決済されるべきである。但しスポット日以内に変更が通知された SSI は、決済日がスポット日の翌日以降の取引について有効である。スポット日以内に決済する取引に使用する場合は、取引相手と双方で合意する必要がある。
- 8) 銀行等は個別取引において決済方法及び SSI に関する通常とは異なる例外的な変更がある場合において、フロント・オフィスにて合意の上、バック・オフィスの承認を経て速やかに取引相手と合意すべきである。

第2項：取引約定から決済までの間に生じるオペレーショナルリスク、決済リスクを軽減するために、関連する内部システムに約定データ、資金受渡データを自動送信する STP(Straight Through Processing)を極力活用し、迅速かつ正確に資金受渡処理を行うべきである。

第3項：外国為替取引の決済リスクを削減する手段として、CLS Bank International(CLS 銀行) (注) による決済システムが稼働している。

- 1) 決済リスクを軽減する観点から CLS の利用が望ましい。
- 2) 銀行等は、取引相手と取引約定後、2 時間を目処に決済指図を CLS に送信することが望ましい。
- 3) 銀行等は、CLS 決済を中止する場合は速やかに CLS に対し取消(Rescind)通知を行うべきである。
- 4) 銀行等は、取引の明細を変更する場合は取引相手に対して、変更に関する通知をした上で、当初の CLS 宛コンファメーション(決済指図)の取消の通知と同時に新たな決済指図を送付すべきである。

第4項：資金の受取人が第三者の場合、特に適切な認証管理を管理部門にて行ったうえで支払実行をすることが必要である。

第5項：仲介業者は、取引の決済受渡し方法として、当事者双方に対し、CLS 決済がクロス決済であるかの情報伝達を行うものとする。銀行等は自行の資金受領方法を遅滞なく仲介業者に伝達するよう協力しなければならない。

第6項：外国為替取引に伴う邦貨及び外貨の受渡しを、差額(Bilateral Netting)によって行う場合には、標準的な資金受渡し方法や緊急時の対応方法を記した契約を、取引相手との間であらかじめ締結しておくことが望ましい。

第52条：決済遅延等における対応

第1項：決済遅延等による金利その他のコストが発生した場合、全ての当事者が迅速かつ公平な解決に努めるべきである。

- 1) 金利その他のコストは、原則として決済遅延等の責を負う取引相手に全額請求すべきである。但し、当事者双方の合意により少額の支払いを免除することは可能とする。
- 2) 決済遅延等による金利その他のコストを負担した当事者は、取引相手に対し、速やかに当該コストの請求を行うべきである。但し、実際に資金決済が行われてから60日以内に相応の請求行為をすべきである。
- 3) 請求を受けた当事者は、電子メールやSWIFT等により受けつけた旨を5営業日以内に確認すべきであり、その上で、速やかに調査を行い、請求に対する承諾／拒絶の旨を回答すべきである。
- 4) 請求が拒絶された場合、拒絶された当事者による反論は電子メールやSWIFT等により5営業日以内に行うべきである。その後、妥結に至るまで相互に5営業日の回答期限が与えられることを前提として、期限内に回答が行われない場合は承諾したものと看做されることもあるので、期限内に何らかの回答をすべきである。

補足 CLS (Continuous Linked Settlement) 決済に関する Best Practice

1. CLS 参加行のうち特定のCLS 直接参加メンバー行が危機的状況に陥った場合は、取引の一括取消(Bulk Rescind)をCLS に依頼することができる。但し、一括取消の実施にあたっては危機的状況及び影響につき慎重に考察すべきである。
2. CLS 参加行は00:00 中央ヨーロッパ時間 (Central European Time, CET) (締切時間)までにCLS 銀行に取消通知がなされた場合は、一方による取消処理を行うことができる。
3. 06:30 CET(締切時間)までにCLS 銀行に取消通知がなされた場合は、一方による取消処理を行うことができないが、双方による取消処理を行うことができる。

補足 SSI (Standard Settlement Instructions) に関する Best Practice

1. 銀行等は、不正処理等の潜在的リスクを防止或いは軽減する観点も踏まえ、バック・オフィス内で SSI 管理の役割分担を明確にすることが望ましい。
2. SSI は専用のスタティック・データシステムに登録し管理する。
3. SSI を登録する際には、不正処理等を予防し、正確性及び確実性を確保するために、「4-eye-principi」に従い 2 人体制で実施する。
4. SSI を登録するシステムには、証跡監査機能を必要とする。
5. 電子 SSI のサービスプロバイダーは、ユーザーによるオンラインアクセスの安全性の確立、オンラインアクセス管理及び定期的な証明書の更新を確実に実施しなければならない。

第 10 章 : 不正行為等の防止

第 53 条 : 詐欺等不正行為の防止

第 1 項 : 外国為替取引における不正行為を防止するために、インターバンク市場業務に携わる管理者及び担当者は、以下に掲げるような場合に十分留意すべきである。担当者は不審な点を発見したときには、管理者に遅滞なく報告しなければならない。

- 1) 記録されない手段を使った取引が行われていることを発見した場合
- 2) 取引相手から通常と異なる決済方法を指示された場合
- 3) 決済代金の受取者が取引相手銀行等以外の第三者である場合
- 4) 取引成立後、取引内容の確認ができない場合
- 5) その他通常の取引とは異なる状況に接した場合

第 2 項 : ディーラーは、仲介業者またはそのブローカーから手数料を受け取ってはならない。ディーラー（またはブローカー）は、ブローカー（またはディーラー）により市場慣行を逸脱する異例な取引を申し込まれた場合、管理者に遅滞なく報告しなければならない。

第 11 章 : 電子取引

第 54 条 : 基本事項

第 1 項 : インターバンク市場参加者は、電子取引を行う際には、本行動規範の他の条項に記された内容を遵守することに加え、マーケット環境の変化に留意しつつ、特に以下の点に対応しなければならない。

- 1) 電子取引の発展により、取引の裾野が拡大していく中で、顧客に係るサービスを提供するインターバンク市場参加者は、安定した市場の形成やレピュテーション・リスク等を念頭におき、その顧客が市場慣行及び行動規範等を遵守するよう、指導・モニタリングを行うことが望ましい。
- 2) 銀行等間市場参加者が、その顧客にプライムブローカーとしてサービスを提供する場合（ホワイトラベルサービス等を含む）、市場慣行や行動規範が遵

守されるよう責任を持つ必要がある。また、インターバンク取引のカウンターパーティから照会やトラブル対応を求められた場合、プライムブローカーとしての取引も自己の取引と同様に迅速に対応しなければならない。

第55条 : 管理者の責務

第1項 : 管理者は、電子取引システムに対する十分な知識と経験を有すべきである。

第2項 : 管理者は、電子取引システムを利用するにあたり、ディーラーに対し、システムの使用に関する社内規定、サービス提供会社のディーリングルールブック、及びサービス利用に関する文書または契約書を理解させなければならない。

第3項 : 管理者は、過誤取引が生じた場合に迅速に解決できる態勢を整備すべきである。

第4項 : 管理者は、あらかじめシステム障害発生時の態勢を整備すべきである。

第5項 : 管理者は、電子取引システムに対する不正なアクセスを回避するために、システム使用権限を授与された担当者の認証等について、厳重なセキュリティ管理を行うべきである。

第56条 : 人による監視

第1項 : 流動性の供給やオーダーの管理については、システムとは別に人により監視すべきである。

第57条 : 障害時の対応

第1項 : システム障害発生時には、当該システムのサービス提供者との緊密な情報交換を通じて、障害内容の把握を行い、速やかに必要な措置を取るべきである。

第58条 : セキュリティ管理

第1項 : 電子取引システムの使用者は、各自の ID 及びパスワードを使用することとし、ID 及びパスワードを共有してはならない。

第2項 : 対顧客オンラインシステムでは、ネットワーク全体の一元的な管理者が存在しないオープンネットワークを利用することが多いため、システムセキュリティ管理には一層の留意が必要となる。

第59条 : 取引の締結

第1項 : 電子取引システムにおいて提示するプライスは、“Indicative”等 (※) と明示されていない限り取引を前提としたものでなければならない。(※) ”Indicative”等とは取引成立のためのプライスではなく、参照のためのプライスのことを指す。

第2項 : マーケットメイカーは、顧客に対しスプレッドを保証するような行為を行ってはならない。

第3項 : 電子取引システムは、提示プライスの最小有効期間設定やトレードレンオガイドライン設定等によって“Flashing” (※) を制御することが望ましい。(※) Flashing

とは取引の意図がないにもかかわらず電子取引システムにプライスを入力し価格の操作を図ることを指す。

第4項：ディーラーは電子取引システムの特性を悪用して不当な利益を得るような操作を行ってはならない。

第60条：ミスヒット等問題発生時の対応及び予防策

第1項：ミスヒットもしくはシステム上の問題等を起因とする過誤取引については、それを早期に解決しなければならない。

第2項：誤入力等のトラブルの早期解決のため、電子取引システムは、フロント・オフィス及びミドル・オフィスと接触がある取引関係者（プライムブローカー、仲介業者等）のデータベースを常に最新の状態に保つべきである。

第61条：取引記録の保存

第1項：電子取引においては、タイムスタンプを含めた取引記録を保存しなければならない。

第62条：運用マニュアルの整備

第1項：取引量の増大等に備え、安定的な電子取引システムを提供するために、定期的なシステム管理及びバックアップ態勢のマニュアルを整備しなければならない。

第63条：予防措置の整備

第1項：不適切な取引、入力ミス、システム誤作動等を予防するために、以下の対策を施す必要がある。

- 1) アルゴリズムに基づいた取引を行う場合、不適切な取引に対するモニタリング態勢や、市場の混乱時等にアルゴリズムを市場から遮断する態勢を整備しなければならない。
- 2) 電子取引システムを通じたサービスを提供する場合、利用者に対するリスクリミット設定機能、個別取引にかかるプライスと取引サイズのリミット設定機能、一定以上の取引が繰り返された場合に取引不可とする機能、残存オーダーを一括キャンセルする機能等を具備するのが望ましい。

付録 1 外国為替市場取引用語集

I. 期日に関わる用語

Spot : スポット

通常翌々営業日。ただし USD/CAD など翌営業日をスポットとする通貨ペアもある。

Overnight, O/N : オーバーナイト

取引の翌営業日。

Tom-Next, T/N : トムネク

翌営業日対スポットの取引。

Spot-Next, S/N : スポネク

Spot 対その翌営業日。

One Week : ワン・ウィーク

Spot から起算した 1 週間後。

Regular Dates : レギュラー物

Spot から起算した期日が 1 か月, 2 か月, 1 年など区切りのよい期間の取引。

Spot against end month スポット末

Spot が月末最終営業日となる日。

Market Disruption : 市場の機能停止

想定外の政治的な出来事やその他の不可抗力の事象の発生によって、通常想定されるレートまたは決済方法では決済できない状況を指す。

Unscheduled holidays : 臨時休日 :

当局によって新たに告知された金融機関休業日。別途記載した方法により valuation date や settlement date を延期する。

II. 相場の提示・取引締結に関わる用語

Bid, Buy : ビッド, バイ

第一通貨の買いのオーダーを出すこと。

Offer, Sell : オファー, セル

第一通貨の売りのオーダーを出すこと。

Premium : プレミアム

Forward 取引 (為替スワップ) において、期近レートより期先レートが高い状態 (swap point が正の値)。通貨オプション取引においては異なる意味で使用される。

Discount : ディスカウント

Forward 取引 (為替スワップ) において、期近レートより期先レートが低い状態 (swap point が負の値)。

Done : ダン

取引の成約。⇔ Nothing Done

Firm Price : ファーム・プライス

取引に応じるレート。Firm price を呈示した銀行は、呈示したレートでその相手との取引に応じる義務がある。

Indication Price : インディケーション・プライス

呈示されているレートがあくまで市場の参考水準を示すものであり、Firm Price ではないこと。

Mine : マイン

第一通貨を買うという意思表示。I buy ということもある。

Yours : ユアーズ

第一通貨を売るという意思表示。I sell ということもある。

My Risk : マイ・リスク

呈示されたレートに対し、直ちに反応できない場合にレートを呈示された側が行う意思表示。したがって、取引を希望する場合は、“How now?”等の用語を用い、再度レートの呈示を求めなければならない。

Off : オフ

存在していたレートが消滅したこと。すでに出していたオーダーを取り消すこと。

Point, Pips : ポイント, ピップス
レートの最小単位。通常、
USD/JPY 1 日本円の 100 分の 1
EUR/USD 1US ドルの 10,000 分の 1
GBP/USD 1US ドルの 10,000 分の 1
USD/CHF 1 スイスフランの 10,000 分の 1

昨今、電子取引の普及とともにレートの最小単位が上記水準よりも小さくなる傾向にあるため、取引参加者は各電子プラットフォームの最小単位を予め認識しておくことが望ましい。

Ⅲ. 通貨オプション取引に関わる用語

Expiry Date : 行使期日
通貨オプションの権利が期限を迎える日。

Cut-Off Time : カット・オフ・タイム
Expiry date にオプションの権利が期限を迎える時刻。銀行等間取引については東京市場では午後 3 時 (Tokyo Cut)、欧米市場ではニューヨーク時間の午前 10 時 (New York Cut) が一般的。

Delivery Date : 受渡日 (決済日) :
権利行使に基づき、通貨の決済が行われる日。通常、Expiry Date を基準とした Spot 応答日となる。

Strike Price : ストライク・プライス, 行使価格
Expiry Date において、取引できる為替相場レート。オプションの保有者にとってコール・オプションでは買いレート、プット・オプションでは売りレートとなる。

European Option : ヨーロピアン・オプション
Expiry Date においてのみ、権利行使が可能なオプション。

American Option : アメリカン・オプション
Expiry Date までの間、いつでも権利行使が可能なオプション。

Call Option : コール・オプション
対象通貨を Strike Price で購入する権利。

Put Option : プット・オプション

対象通貨を Strike Price で売却する権利。

At-the-Money : アット・ザ・マネー

対象通貨の実勢相場がオプションの Strike Price と同じ水準。

In-the-Money : イン・ザ・マネー

オプションを行使したときに利益なのである状態。

Out-of-the-Money : アウト・オブ・ザ・マネー

オプションを行使したときに利益でない状態。

Premium : プレミアム, オプション料

オプションの価格のこと。オプションの買い手が Premium を支払い、売り手がそれを受け取る。Premium の受払いは、通常、取引締結日の 2 営業日後に行われるが、インターバンク取引においては Forward Premium が一般的である。

Historical Volatility : ヒストリカル・ボラティリティ

過去の相場変動に基づいて算出されたボラティリティ。

Implied Volatility : インプライド・ボラティリティ

将来の予想・見積りに基づいて算出されたボラティリティ。予想変動率とも呼ばれる。

Delta : デルタ

他の諸条件が一定であるときの、対象通貨の為替レートの変化に対する Premium の変化の割合。

Delta Hedge : デルタ・ヘッジ

オプション取引に伴って発生する潜在的な為替持高(オプション取引金額に Delta を掛け合わせた金額)を調整(平衡操作)するための為替取引をいう。

Knock-In Option : ノック・イン・オプション

あらかじめ決められた為替レート (Knock-In Rate = Trigger) もしくは、それを超えるレートで取引が Spot 市場で行われた場合に発生するオプション。

Knock-Out Option : ノック・アウト・オプション

あらかじめ決められた為替レート (Knock-Out Rate = Trigger) もしくは、それを超えるレートでの取引が Spot 市場にて行われた場合に消滅するオプション。

Compound Option : コンパウンド・オプション

Option の Option と呼ばれる。買い手はあらかじめ設定された日に、あらかじめ設定された条件 (Expiry Date, Premium, Strike Price 等) のオプションを売買することができるオプション。

Range Binary, Double no touch : レンジ・バイナリー

Trigger が上下2つ設定された Option で、Expiry Date までにいずれの Trigger にも Spot 相場が到達しない場合、Option の売り手から買い手に一定金額 (ペイアウトと呼ばれる) の支払いが行われるオプション。別名ダブル・ノー・タッチとも呼称される。

Average Rate Option : アベレージ・レート・オプション

あらかじめ決められた観察期間の参照レート (例えば、公示相場や WM レート等) などの為替相場の平均値を Strike Price とするオプション

Risk Reversal : リスク・リバーサル

原則として一般的に同一元本金額、同一期限行使期日で Delta の絶対値が同一の Call Option の買い (売り) と Put Option の売り (買い) の組合せ。

Straddle : ストラドル

原則として一般的に同一元本金額、同一行使期日期限、同一 Strike Price の Call Option と Put Option の買い (売り) の組合せ。

Strangle : ストラングル

一般的に原則として同一元本金額、同一行使期日期限だが、Strike Price の異なる Call Option の買い (売り) と Put Option の買い (売り) の組合せ。

IV. その他

Non-Deliverable Forward (NDF) : ノン・デリバラブル・フォワード

通貨の受渡しを前提としない (差金決済を前提とした) 為替先物取引。決済日に参照通貨 (主にエマージング・マーケットの通貨) の受渡しを行わず、その代わりに、参照通貨と決済通貨 (主に米ドル) とのフォワード・レートと決済レートとの差額を決済通貨にて決済を行う取引。

Prime Broker : プライム・ブローカー

金融機関等が顧客に対して予め指定された他の金融機関等との取引について信用供与を行い、取引の執行・決済、およびレポーティングなど総合的なサービスを提供すること。

Central Counterparty (CCP) : 中央清算機関 :

売買の相手側に代わり、証券の受渡し、資金(決済代金)の受払いについて債務の引受けを行い、決済履行を保証する主体。決済の相手方として、決済機関に対し証券や資金の振替指図を行う。

CLS (Continuous Linked Settlement) : シー・エル・エス

異なる2通貨の決済時間の違いから生じる外為決済リスクを削減するために、異種通貨の決済を同時に決済する仕組み。世界中の主要銀行が利用しているおり、外国為替決済の世界標準となっている。

Confirmation : 取引内容確認書

取引に関わる各種情報を記載した確認書のこと。契約条項や決済情報を載せることもある。通常は取引成立後、カウンターパーティーと相互に作成し、交換する。

Master Agreement, : マスター契約

外国為替取引に先立ち、標準的な取引条件を確認するために銀行等外国為替市場参加者の間で締結する基本契約。契約の締結により、以後の取引の約定あるいは条件の確認において既に合意した事項の照会が不要となるため、速やかな対応が可能となる。

Netting Agreement : ネットティング契約 :

カウンターパーティーとの間で、債権・債務を相殺し、差額分のみを決済する方法を合意する契約のこと。銀行等は外国為替・資金取引の決済や信用リスクの低減のためあらかじめネットティング契約を締結することが望ましい。

Standard Settlement Instructions (SSI) : 標準決済指図書

カウンターパーティーに事前に通知する通貨毎の決済指図。通常は、当事者間で決済銀行のリスト交換を行い、以後変更のない限り各通貨の決済はそれぞれの決済銀行を通して行う。

High Frequency Trading, 高頻度取引 :

E コマースを利用した短期売買取引。極めて短い時間に頻繁に売買を繰り返すこと。

Flash Trading : フラッシュ・トレード

高頻度取引の一種で、指値をしている時間が極めて短い注文(オーダー)を指す。取引の成立を目的とせず、当手法を駆使して市場に影響を与えるような行為は慎むべきである。

Front Running : フロント・ランニング

顧客の大口取引による市場変動を期待し、当該取引の執行に先立って個人的な取引を行い、不当な利益を得ようとする事。

Insider Dealing : インサイダー取引 :

会社の内部者情報に接する立場にある会社役員等が、その特別な立場を利用して会社の重要な内部情報を知り、その情報が公表される前にこの会社の株式等を売買すること。証券市場の公正性・健全性の観点から金融商品取引法において禁止されている。

Position Parking : ポジション・パーキング

他の市場参加者とあらかじめ共謀同意をして、原取引当初取引の反対売買となる逆取引を将来のある一定日に行うといった事後的に約定、その際に市場の変動を反映させず、当初取引と近似したレートとすることでポジションまたは損益等を不当に操作する取引。

Name switch/substitution : ネーム・スイッチ

仲介業者経由取引において、仲介業者が仲介した相手銀行等との取引が与信上の問題等により困難な場合、仲介業者が取引可能な別の相手を探し出すこと。

Reconciliations : リコンシレーション

会計の作業で、口座の入出金が正確に反映されていることを確認するため、コルレス銀行（ノストロ）が発行する銀行口座残高証明書と自社の総勘定元帳を照合確認すること。

Line Checking : ライン・チェック

取引の成約に先立ちクレジットラインの有無および取引可能額を確認すること。

Mis-Hit : ミス・ヒット

E コマース取引に際して、金額や価格、売りと買い、あるいは売買の実行等を誤って執行すること（悪意をもってなされた場合を除く）。